（本號十頁）　（遞信省認可）　明治二十四年十一月廿六日　（定價金二錢）

時事新報

第三千百九十六號
明治廿四年十一月廿五日　木曜日
奮暦幸卯十月廿五日　（丙、辰）
月入午後四時二十八分　出午前六時二十八分
月出午後一時十三分　月入午後四時十九分
潮汐午前一時四十分　午後一時五十八分
午後一時三十四分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

帝國議會の議事筆記

第二期の帝國議會は愈々明廿七日より議事を公開して復政論の花を咲す事ならん依て本社は兼てより種々の準備をなし其開會中は殊に紙數二頁乃至四頁を增して詳細精確なる議事筆記を掲載し又簡潔なる議事の批評をも登錄し配達は特に神速あらしむるの用意夙に全く整へり故に議事公開の當日より時事新報の紙面には詳密なる議會の記事續出し讀者をして坐ながら日々議場に出入するの思ひあらしむるのみならず議院外の出來事に就ても一層探訪を迅速にして記事を精細にす可し

明治廿四年十一月　時事新報社

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行一箇月	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて島より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を讀達するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

第二期議會の開院式

第二期の帝國議會は去る二十一日を以て東京に召集せられ愈々本日を以て開院式を行はる可しと云ふ我輩は若干の議會に對する所望少あからざれども姑く之を他日に讓り更に眼を轉じて將來の成行を考ふるに其前途の多望なるを斷言するに憚からざるものあり或は從來國會の開設に望を屬して頗りに其效能を喋々したるにも拘らず昨年來の體裁を見て忽ち失望の情を起し前途を憂るものもあるに非ざれども斯くの如きは畢竟紀人の望に過ぎずして我輩の同意せざる所なり思ふに前期の議會は開設多々の事として隨分失體の數ふ可きものあるに非ず今回も亦同樣の事ならんと雖も凡そ過誤失策は人事に免れざるの常にして草創の事業に於ては特に然らざるを得ず西洋立憲國の歷史に於ける國會起立の次第を顧るときは我議會の失體の如きは數ふるにも足らざる事なる可し並し普通の人情として未來未見の事には非常の希望を懷きながら扨事の實際に現はるるに至れば失望するの常なれども畢竟その希望の過分なりしが爲めに外ならず少しく心を永くして事の成行を待つときは國會の前途決して憂ふるに足らざるなり例へば今の明治政府の如きも德川幕府の末路、政府改革の覺頭りに行はれし時に當り一般の世人は非常の望を屬し政府一新の曉には斯く〳〵云々の新政ある可しと只管待設けたることなれども德川の政府も案外に脆く倒れ愈々明治の政府と爲りて扨その新政の如何を見れば最初の希望に反するのみならず片眼以て之を察すれば却て舊政府の處置に劣るのさへ少からず人心に不滿あるを得ず即ち維新以後久しく騷擾の絶えざりし所以にして西鄕翁の如きも辭職して鹿兒嶋に退去の後は時政の其意に適はざるを慷慨し今日の體たらくにては王政維新は實に無名の擧にして德川政府に對しても申譯なき次第なり云々と云ふ然れども開來二十餘年の久しき幸にして大失策もなく兎にも角にも一國の治安を維持して今日に至りたるは當時の失望家も其案外あるに驚きたるとあらん昨年來議會の失體少からずと雖も其失體は些細の事にして今後尙は大なる失策あるを期す可らざる尙は其上に議會の勢力次第に盛あるに至れば之に伴ふ所の失策も亦益々大ならざるを得ざるなり云々とあれども時々の過誤失策は敢て議會の全體を傷くるものに非ず明治政府の成行を見ても議會の前途決して憂ふるに足らざるを知る可きなり

然りと雖も議會は全國民の意志希望を代表するものにして時の政府の如く一個人もしくは數人の意見に由りて立つものに非ず若しも議會に於て屢〻容易ならざる誤を演じ國民の意望に反するが如き擧あるときは單に國內の人心を失ふて議會の品位を輕くするのみならず外に對しては日本國民の品位を落さゞるを得ず如何とあれば政府の失策は當局者の更迭に由りて之を救ふ可しと雖も議會の失體は即ち全國民の失體にして之を辨解するに容易あらざればなり左れば當局の職員たるものは其責任の重大なることを心に銘して內外に對して全國民の意望を代表し苟も自から輕んぜざるの擧動あるを可らず我輩は開院式の今日に際し前途の希望を陳ずると共に聊か諸氏の注意を喚るものあり

官報

勅令第二百三十六號
明治二十三年十月勅令第二百六十二號中改正ノ件
大藏大臣ハ鐵道物、內地出張旅費及滯在費ノ等級ヲ定ム
勅令第二百三十七號
勅令第二百六十二號（明治二十三年十月二十三日官報）
門鑑下ノ調ハ鐵道江ノ用語ニ通ジスルノ特許ヲ與ヘルコトヲ得
○會計檢査院建
第六號北海道廳及府縣廳ニ係ル司法省主管收入ハ本年十一月ヨリ其他各省主管收入ハ本年十二月ヨリ大藏省主管ニ繼續シ一般ノ調定領明細書及收入計算書ハ此際區分調製ヲ要セス還テ一併ニ調製シ調定領明細書ニハ各目調定總合計收入計算書ニハ收入

辭令二百六十二號（明治二十三年十月二十三日官報）
明治二十三年十月勅令第二百六十二號中「記錄課第五」ノ下ニ「書記課門司」ノ五字ヲ加ヘ「兩」ノ字ヲ「三」ノ字ニ改ム
勅令第二百三十六號參照
勅令第二百三十六號
勅令第二百六十二號
大藏大臣ハ鐵道物、內地出張旅費及滯在費ノ等級ヲ定ム可シ
辭令第二百三十六號
勅令第二百三十六號參照
勅令第二百三十六號（明治二十三年十月二十三日官報）
門鑑下ノ調ハ鐵道江ノ用語ニ通ジスルノ特許ヲ與ヘルコトヲ得
○會計檢査院建
第六號北海道廳及府縣廳ニ係ル司法省主管收入ハ本年十一月ヨリ其他各省主管收入ハ本年十二月ヨリ大藏省主管ニ繼續シ一般ノ調定領明細書及收入計算書ハ此際區分調製ヲ要セス還テ一併ニ調製シ調定領明細書ニハ各目調定總合計收入計算書ニハ收入

官報

陛明治二十三年（十月）勅令第二百六十二號中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年十一月二十四日

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第二百三十六號

明治二十三年十月勅令第二百六十二號中「記錄課第五」ノ下ニ「書記課門司」ノ五字ヲ加ヘ「兩」ノ字ヲ「三」ノ字ニ改ム

勅令第二百三十六號參照

勅令第二百六十二號（明治二十三年十月二十三日官報）

大藏大臣ハ鐵道物、內地出張旅費及滯在費ノ等級ヲ定ム

○會計檢査院建

第六號北海道廳及府縣廳ニ係ル司法省主管收入ハ本年十一月ヨリ其他各省主管收入ハ本年十二月ヨリ大藏省主管ニ繼續シ一般ノ調定領明細書及收入計算書ハ此際區分調製ヲ要セス還テ一併ニ調製シ調定領明細書ニハ各目調定總合計收入計算書ニハ收入

○露國が朝鮮の歡心を得たる理由　方今最も朝鮮の歡心を得たる國は日本に非ず支那に非ずして露國なるべし其理由如何にと尋ぬるに日支兩國共に其人民の朝鮮に在留する者多く隨て往々朝鮮との間に紛議を生じ談判を開く場合も有るに反して露國は其人民の朝鮮に在留するものとては外交官吏の外、殆んど一人も無き上に常に朝鮮の歡心を得んとて成る可く紛議の種を生ずる事を避け居れば朝鮮人と親ひは自然の勢なるのみならず國內の政況を見るに實際大院君の一涙は支那と和し金玉均氏等の派は日本を慕ふが故に現に政權を握れる閔黨も他に味方を求めんとする折柄露國は頻りに之と親しむの方略を行ひ自から兩々相和親するの傾向あり て露國の勢力は非常に增進するに至りしなり近頃歸國したる前任露國公使ウニーベル氏は非凡の外交家なりとの說あれども氏は勿論京城駐在各國公使中一頭角を現はしたる人物に相違なしとは云へ噂の如き外交家に非ず寧ろ袁世凱氏に一歩を讓る位にして今日朝鮮に於ける露國の勢力の增長するに就ては氏も與て力あるべしと雖ども實は右に述ぶる如く好き時運に遭遇したるに外ならず尤も氏の夫人は曾て露の宮室に奉仕したりとか云へる美人にして頗る交際に慣れ京城在留中は交際社會の中心となり其夫るに及んで頓に交際場裏に花を失ひたるが如き觀ありしと云ふ

○讀經執行　真宗僧侶南條文雄織田得能氏等は本鄕區駒込蓬萊町の眞淨寺に會し來る二十八日震災に罹り死亡せしもの〻爲めに讀經を執行するよしなり

○震災義捐募集　濱尾大震災の慘狀は府下に達せし以來義捐金募集の擧除續起り最早今日迄に慈善者の惠贈したる金圓は隨分多額に達したるべく罹災者の僅しあるも、譬ばもき事あり來る二十九日午前八時より神田區練塀町二丁目十一番地の松本宅に於て僅す實生會の震災義捐募集組織草案（木村安吉、尾上千三郎）通小町（松本金太郎、田宮熙映）來女（實生九郎、田宮貫五郎）柏崎（松本金太郎、尾上新治）紅葉狩（久我野鶯、尾上新太郎）にて、狂言は累田口（野村鈴五郎）鬼の鼎子（野村眞作）茶番（野村高雄）なりとぞいふ

○旺品の發覺　橫濱居留地十四番雜貨商故ウエルシー氏が去る五月中頓死せし際金庫に入れ置きし金時計數個ダイヤモンド入り金指輪千圓の物品は箱の儘紛失せしは大に探索中ありしが此程ウエルシー氏より其筋へ探索方を依頼し支店に質入れしありしを發見せりとぞいふ

○朝鮮京城近信　清廷の難問　朴定陽氏が京城に出張したる如くにして從つて從つてきやと附記し置きたるが此度の總廷に向つて難問に及びたるー氏及び閔黨の推舉する所の清國公使同一の貴格を以て待遇し振舞ありとて當時清廷の關係して遂に氏を城外に讓慢せしめ靈力により入京丈けは許さべて關係する能はず快々として戻り曹判書沈履澤氏が職を辭せし清國公署は直ちに本國に通使の代理書記官唐紹義氏に重の談判を始めたるが爲めに大院君は近來愛讀の病重きが如しと云へども清國公せしひと云へり

袁世凱氏は既に天津を經て京中には必ず歸任する旨の通ケ

工曹判書以下の處刑　賄賂を敢て珍らしき事にあらず進士の及第試驗は名義みと云はば王室并に政府の得意に盛あるに至れば之に伴ふ所の過誤を演じ國民の意望に反するが如き擧あるときは單に國內の人心を失ふて議會の品位を輕くするのみならず外に對しては日本國民の品位を落さゞるを得ず如何とあれば政府の失策は當局者の更迭に由りて之を救ふ可しと雖も議會の失體は即ち全國民の失體にして之を辨解するに容易あらざればなり左れば當局の職員たるものは其責任の重大なることを心に銘して內外に對して全國民の意望を代表し苟も自から輕んぜざるの擧動あるを可らず我輩は開院式の今日に際し前途の希望を陳ずると共に聊か諸氏の注意を喚るものあり

大院君は近來愛讀の病重きが如しと云へども清國公使の代理書記官唐紹義氏に重の談判を始めたるが爲めに大院君

清廷の難問　朴定陽氏が京城に出張したる如くにして從つて從つてきやと附記し置きたるが此度の總廷に向つて難問に及びたるー氏及び閔黨の推舉する所の清國公使同一の貴格を以て待遇し振舞ありとて當時清廷の關係して遂に氏を城外に讓慢せしめ靈力により入京丈けは許さべて關係する能はず快々として戻り曹判書沈履澤氏が職を辭せし清國公署は直ちに本國に通使の代理書記官唐紹義氏に重の談判を始めたるが爲めに大院君

○朝鮮京城近信　清廷の難問　朴定陽氏が京城に出張したる如くにして從つて從つてきやと附記し置きたるが此度の總廷に向つて難問に及びたるー氏及び閔黨の推舉する所の清國公使同一の貴格を以て待遇し振舞ありとて當時清廷の關係して遂に氏を城外に讓慢せしめ靈力により入京丈けは許さべて關係する能はず快々として戻り曹判書沈履澤氏が職を辭せし清國公署は直ちに本國に通使の代理書記官唐紹義氏に重の談判を始めたるが爲めに大院君

雜報

清國總計ノ備考ニ於テ各其主管省ノ金額ヲ區分スヘシ但司法省主管收入ハ既ニ提出濟ノ明細書計算書ヘ其儘領置スヘシ

明治二十四年十一月二十五日

會計檢査院長子爵渡邊昇

○遞信省告示第二百六十二號

本年十月一日以後英領殖民地「フェヂー」艦ハ萬國郵便聯合ニ加盟シ郵便條約ニ限リ施行ス其郵便稅ノ佛貨比例額ハ左ノ通リ

明治二十四年十一月二十五日

遞信大臣伯爵後藤象二郎

郵便二十五サンチーム二付
同十「サンチーム」二付　二「ペンニー」
同五「サンチーム」二付　中「ペンニー」
本邦ヨリ同殖民地宛ノ郵便物ハ總テ聯絡郵便規ニ準シテ課稅スヘシ

○遞信省告示第二百六十三號

來十二月一日ヨリ左ノ郵便局ヲ郵便電信局トシ其事務ヲ取扱ハシム

明治二十四年十一月二十五日

遞信大臣伯爵後藤象二郎

開設名	廢止
遠江國濱原郵	靜岡郵便局
遠江國濱原郵	相賀郵便局